

陳情処理状況報告書

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
36-1	8. 8. 18	陳情書（行政不服審査会の公正中立な運用への是正を求める苦情兼提案書）	富山市 個人	陳情の趣旨 陳情者は、行政不服審査法（以下、法とする）に基づく審査請求の運用の不備について、意見を申し上げる。行政不服審査における審査請求とは、行政が国民（県民・市民）に対して行った処分についてその違法性や不当性を審理して、国民を救済する制度である。 審査請求では、富山県が審査庁として審理を担う場合、県内の行政庁（処分庁）と国民（審査請求人）の主張をそれぞれ聴き、処分の是非を公平中立な立場で判断しなければならない。しかし、審査庁と処分庁が癒着し、行政側の保身を優先するために審査請求人の意見が正当に評価されないなど、県民・市民が不利益を被る結論ありきの運用が慣例となっている。この他にも、富山県が審査庁として行う不服審査の運営には公平中立性を損なう多くの問題を抱えている。さらに、審理の結果を諮問する第三者的な立場である富山県行政不服審査会（審査会）における諮問運営においても、以下に挙げる4項目の通り法第1条（国民の権利利益の救済）および第28条（相互協力義務）の精神を著しく逸脱し、審査請求人の言論を遮断する不当なものとなっている。 1. 口頭意見陳述における補佐人のオンライン参加の禁止： 裁判所や家庭裁判所の訴訟や調停においてオンライン利用が定着している現代において、単に「県のオンライン導入体制未整備」という内部事情のみを理由に、審査請求人が適切な補佐を受ける権利を制限している。 2. 口頭意見陳述における録音の禁止： 総務省ガイドライン72頁において録音の可能性が明記されているにもかかわらず、審査会は独自の「運営要領」の非公開規定を優先して録音を禁じてい

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				る。このように審査請求人が正確な記録保持（録音データの確保など）を拒むことは防御権の侵害である。 3. 口頭意見陳述における審査請求人からの質疑の拒否： 法28条は審理関係人全員に「相互協力義務」を課しているが、審査会は「委員への質問は想定していない」と強弁し、処分の違法性を解明するための質疑を一方向的に封殺している。 4. 口頭意見陳述の時間の制限： 審査会事務局は、陳述時間を「25分以内、委員からの質疑を含めて35分以内」と一方向的に指定しているが、この限定的な時間設定には何ら法的根拠が示されていない。 審査会事務局は、これら一連の対応について「すべて審査会としての回答である」と明言している。諮問手続においてもなお「隠蔽体質」が払拭されず、出来レースのごとき不透明な諮問運営がなされている現状は、地方自治に対する県民の信頼を根底から損なうものである。 陳情の内容 3. 県として以下の事項を諮問手続きの口頭意見陳述での運用に導入すること。 (1) 補佐人のオンライン参加を許可すること。 (2) 審査請求人による録音を許可すること。 (3) 審査請求人の質疑の機会を設け、審査会委員は質疑に対して誠実に応答すること。 (4) 審査請求人の陳述（質疑も含める）時間を十分に確保すること。 尚、本件陳情は、議会運営委員会 経営企画委員会の双方へ付託することを希望する。 以上

※項目 1、2 は、議会運営委員会に分割付託している。

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
38-1	8 . 9 . 3	学校における新 型コロナウイル ス感染症対策の 見直し・強化を 求める陳情	富山市 個人	<u>陳情の内容（趣旨）</u> 2026年6月議会において県教育委員会は、2023年2月の文部科学省通知について、5類移行後も感染症法上の位置付けに変更がなく、病原性が大きく異なる変異株も出現していないため、方針の撤回・見直しを求める事由はないと答弁しました。また、マスク、換気、健康観察等については、国の通知・衛生管理マニュアルや県の手引に基づき対応しているとしました。 しかし、感染症法上の分類や急性期の病原性が変わっていないことは、学校で感染を繰り返すことによる中長期的な健康リスクが小さいことを意味しません。2026年2月にLancet Infectious Diseasesに掲載された米国NIH・RECOVER Initiativeの21歳未満約46万6千人を対象とした研究では、再感染後のLong COVID診断リスクは初回感染後の約2.08倍となり、疲労、頭痛、認知機能障害、自律神経障害、心疾患など幅広い健康影響の増加が示されました。また、米CDCが2025年に公表した調査では、Long COVIDを経験した学齢期の子どもの13.9%が健康上の理由で年間18日超、10.7%が30日超欠席していました。厚生労働省も、子どもにも罹患後症状が生じることを明記しています。 学校は多数の児童生徒・教職員が長時間同じ空間で生活する場であり、本人が感染機会を自由に避けることは困難です。したがって、感染対策の評価では急性期の重症化だけでなく、再感染、罹患後症状、長期欠席、学習機会の喪失まで考慮する必要があります。欠席者が増えてから学級閉鎖等を行う対策だけでは、発症前・無症状を含む感染拡大や、その後の罹患後症状を予防できません。 また、文部科学省通知は法令ではなく、地域の感染状況や科学的知見に応じて自治体が追加的な感染対策を行うことを禁

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				ずるものではありません。「国の通知に沿って対応している」「マニュアルを周知している」という説明だけでは、県内学校で換気、二酸化炭素濃度測定、空気清浄、マスク等が実際にどの程度実施され、感染リスクを低減できているかは分かりません。 国から新たな知見が示されるのを待つだけではなく、県自身が最新の科学的知見と県内の流行状況を継続的に評価し、必要に応じて対策を強化すべきです。児童生徒の健康と教育を受ける機会を守るため、再感染とLong COVIDを含む2026年現在の知見に基づき、学校における感染対策を改めて検証し、実効性のある対策へ見直すよう求めます。 <u>陳情の内容（陳情事項（項目））</u> 2.-1 流行時には、児童生徒及び教職員に対するマスク着用の積極的な推奨を含む段階的対策を定めてください。文部科学省通知を理由に実施しない場合は、同通知が自治体による追加対策を法的に禁止又は制限しているのかを明示し、禁止していない場合は実施しない県独自の判断根拠を示してください。 3.-1 各学校の換気状況、二酸化炭素濃度測定器及び空気清浄機等の配備・使用状況を把握し、単なる備品整備やマニュアル周知にとどまらず、換気・空気清浄の実施基準を定め、必要な予算を確保してください。 4.-1 県内の感染状況に連動して、平時・注意・流行時等の段階ごどこ、換気、空気清浄、マスク、行事等の対策を強化する学校向け基準を策定してください。 5.-1 児童生徒の感染・再感染、長期欠席、罹患後症状、学習及び家庭への影響について、個人情報に配慮しつつ実態を継続的に把握し、その結果を対策

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				の評価・見直しに反映してください。 6.-1 文部科学省に対し、学校ではマスク着用を求めないことを基本とする現行方針について、エアロゾル感染、再感染及びLong COVIDの最新知見を踏まえた再検討を求めてください。

※項目 1 は教育警務委員会に付託、また、項目 2 ～ 6 は教育警務委員会にも分割付託しており枝番を付している。

— . — . —

陳

情

— . — . —

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
38-2	8 . 9 . 3	学校における新 型コロナウイル ス感染症対策の 見直し・強化を 求める陳情	富山市 個人	<u>陳情の内容（趣旨）</u> 2026年6月議会において県教育委員会は、2023年2月の文部科学省通知について、5類移行後も感染症法上の位置付けに変更がなく、病原性が大きく異なる変異株も出現していないため、方針の撤回・見直しを求める事由はないと答弁しました。また、マスク、換気、健康観察等については、国の通知・衛生管理マニュアルや県の手引に基づき対応しているとしました。 しかし、感染症法上の分類や急性期の病原性が変わっていないことは、学校で感染を繰り返すことによる中長期的な健康リスクが小さいことを意味しません。2026年2月にLancet Infectious Diseasesに掲載された米国NIH・RECOVER Initiativeの21歳未満約46万6千人を対象とした研究では、再感染後のLong COVID診断リスクは初回感染後の約2.08倍となり、疲労、頭痛、認知機能障害、自律神経障害、心疾患など幅広い健康影響の増加が示されました。また、米CDCが2025年に公表した調査では、Long COVIDを経験した学齢期の子どもの13.9%が健康上の理由で年間18日超、10.7%が30日超欠席していました。厚生労働省も、子どもにも罹患後症状が生じることを明記しています。 学校は多数の児童生徒・教職員が長時間同じ空間で生活する場であり、本人が感染機会を自由に避けることは困難です。したがって、感染対策の評価では急性期の重症化だけでなく、再感染、罹患後症状、長期欠席、学習機会の喪失まで考慮する必要があります。欠席者が増えてから学級閉鎖等を行う対策だけでは、発症前・無症状を含む感染拡大や、その後の罹患後症状を予防できません。 また、文部科学省通知は法令ではなく、地域の感染状況や科学的知見に応じて自治体が追加的な感染対策を行うことを禁

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				ずるものではありません。「国の通知に沿って対応している」「マニュアルを周知している」という説明だけでは、県内学校で換気、二酸化炭素濃度測定、空気清浄、マスク等が実際にどの程度実施され、感染リスクを低減できているかは分かりません。 国から新たな知見が示されるのを待つだけではなく、県自身が最新の科学的知見と県内の流行状況を継続的に評価し、必要に応じて対策を強化すべきです。児童生徒の健康と教育を受ける機会を守るため、再感染とLong COVIDを含む2026年現在の知見に基づき、学校における感染対策を改めて検証し、実効性のある対策へ見直すよう求めます。 <u>陳情の内容（陳情事項（項目））</u> 1. 県教育委員会として、再感染及びLong COVIDを含む最新の科学的知見を定期的に検証し、国の通知をそのまま踏襲するのではなく、県内の感染状況に応じて学校感染対策を見直す基準を策定してください。見直しを行わない場合は、その科学的根拠を具体的に示してください。 2.-2 流行時には、児童生徒及び教職員に対するマスク着用の積極的な推奨を含む段階的対策を定めてください。文部科学省通知を理由に実施しない場合は、同通知が自治体による追加対策を法的に禁止又は制限しているのかを明示し、禁止していない場合は実施しない県独自の判断根拠を示してください。 3.-2 各学校の換気状況、二酸化炭素濃度測定器及び空気清浄機等の配備・使用状況を把握し、単なる備品整備やマニュアル周知にとどまらず、換気・空気清浄の実施基準を定め、必要な予算を確保してください。 4.-2 県内の感染状況に連動して、平時・注意・流行時等の段階ごどこ、換気、

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				空気清浄、マスク、行事等の対策を強化する学校向け基準を策定してください。 5.-2 児童生徒の感染・再感染、長期欠席、罹患後症状、学習及び家庭への影響について、個人情報に配慮しつつ実態を継続的に把握し、その結果を対策の評価・見直しに反映してください。 6.-2 文部科学省に対し、学校ではマスク着用を求めないことを基本とする現行方針について、エアロゾル感染、再感染及びLong COVIDの最新知見を踏まえた再検討を求めてください。

※項目 2 ～ 6 は、経営企画委員会にも分割付託しており枝番を付している。

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
40-1	8. 9. 17	射水市旧宮林家 (綿屋) をめぐ る県の企業誘 致、文化財保護 行政及び射水市 との連携実態の 検証を求める陳 情	江戸川区 個人	<u>陳情の内容(趣旨)</u> 射水市旧宮林家住宅(通称「綿屋」)について、県が作成した来訪者の日程表には、県教育委員会との打合せ、立地通商課との打合せ、宮林家住宅の視察が同じ日に記されています。また、県の関係文書には、ホテル誘致に関する記載があります。旧宮林家住宅は過去の県教育委員会の調査等で文化財的価値が指摘されてきました。 こうした記録から、県の企業誘致部門と教育委員会がそれぞれ何を把握し、旧宮林家住宅の利活用と保存についてどのように対応したのか、確認する必要があります。射水市が、現在民有地である旧宮林家住宅に公費を投じたとされる件についても、県と射水市、関係事業者との協議や働きかけの有無を明らかにする必要があります。 県議会において関係部署に資料と説明を求め、県の関与と文化財保護上の判断を検証していただきたく、陳情します。 <u>陳情の内容(陳情事項(項目))</u> 4. 県教育委員会が旧宮林家住宅の文化財的価値をどう把握し、調査、保存及び当時の所有者へどのように助言をし、どう検討したか説明すること。 5. -1 関係文書を保存し、調査結果を県議会及び県民に明らかにすること。

※項目 1 ～ 3 は地方創生産業委員会に付託、また、項目 5 は地方創生産業委員会にも分割付託しており枝番を付している。

○教育警務委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
41-1	8. 9. 17	多文化共生条例 及び外国人受入 れ・定着施策の 慎重な見直しに 関する陳情	東京都荒川区 個人	<u>陳情の内容（趣旨）</u> 私は、富山県が進めている「多文化共生の地域づくり」に関する条例及び外国人材の受入れ・定着を推進する施策について、現状のまま拙速に進めることに反対します。 海外では、大規模な移民受入れをめぐり、治安、文化・宗教の違い、地域住民との摩擦、教育、社会保障など様々な問題が生じ、移民政策そのものが大きな社会問題となっている国もあります。 日本でも外国人による犯罪や地域住民とのトラブルは現実には発生しています。警察庁の統計でも、来日外国人による犯罪の検挙件数・人員は近年増加しています。 もちろん、外国人全員が犯罪や問題を起こすという意味ではありません。しかし、受入れ人数を増やすのであれば、治安や地域社会への影響について、良い面だけでなくリスクも十分に検証するのが行政の責任ではないでしょうか。 私が特に心配しているのは、犯罪だけではありません。 富山のような地方では、住民同士が「ルールを守る」「人に迷惑をかけない」「困った時は助け合う」という、お互いの良識や思いやりを信頼することで地域社会が成り立ってきた面があります。 ゴミ出し、騒音、公共の場所の使い方、地域の決まりなども、すべてを法律や罰則で縛らなくても、一人ひとりが周囲に配慮することで、きれいで安心できる地域が維持されてきました。 文化や生活習慣、社会のルールに対する考え方が異なる人々を短期間に増やせば、このような暗黙のルールが共有されず、地域住民との摩擦や行政負担が増える可能性があります。 だからこそ「多文化共生」が、日本人

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				側だけに外国文化への理解や配慮を求めるものであってはならないと考えます。 富山で暮らすのであれば、外国人側にも、日本の法律はもちろん、日本語、生活上のルール、公共マナー、地域の決まり、日本の文化や習慣を学び、尊重し、地域社会に適応することを明確に求めるべきです。 また、こうしたリスクについて十分な検証が行われないまま、県民の税金を外国人材の受入れや定着拡大のために投入することにも納得できません。 人手不足であるなら、まず県民の賃金や待遇の改善、若者の県外流出対策、子育て支援、機械化などによる人手不足対策、県外に出た若者が富山へ戻りやすい環境づくりを優先すべきです。 一度大きく変化した人口構成や地域社会を元に戻すことは容易ではありません。 富山がこれまで築いてきた治安、地域のつながり、きれいな生活環境、文化を将来の子どもたちにも残すため、外国人受入れ・定着拡大を前提とせず、まずリスクを十分に検証し、県民に情報を示した上で慎重に判断することを求めます。 <u>陳情の内容（陳情事項（項目））</u> 4.-1 外国人による犯罪や重大なルール違反について、国や警察等と連携し、国籍にかかわらず法令に基づき厳格に対応すること。

※項目 1 ～ 3、5 ～ 6 は地方創生産業委員会に付託、また、項目 4 は地方創生産業委員会にも分割付託しており枝番を付している。

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
37	8. 9. 3	新型コロナワクチン接種支援の強化を求める陳情	富山市 個人	<u>陳情の内容（趣旨）</u> 令和 8 年 6 月定例会の陳情第16号・第17号に対し、県は、小児・児童・生徒の接種は「任意接種」であり、公費助成は国が安全性、有効性、費用対効果を精査して予防接種法に位置づけて実施することを基本とする旨を答弁しました。しかし、任意接種であることと、接種を希望する県民の費用負担や接種機会を行政が支援することは矛盾しません。 実際、県自身も任意接種について「市町村によっては、助成制度を設けているものもあります」と案内しており、北海道池田町では令和 8 年度も高校 3 年生以下及び妊婦の新型コロナワクチン任意接種に 1 回11,140円以内を助成しています。したがって、「国が予防接種法に位置づけて実施することを基本とする」との説明だけでは、県独自の助成又は市町村への財政支援を行わない理由にはなりません。 また、厚生労働省の令和 7 年人口動態統計月報年計（概数）では、新型コロナによる死亡は21,497人で、インフルエンザの6,838人を上回っています。一方、小児・若年・現役世代については、死亡だけで疾病負担を判断すべきではありません。約104万人の 5～17歳を対象とした研究では、ワクチン接種はLong COVIDの発症リスク低減と関連し、2025年に公表された31研究の系統的レビュー・メタ解析でも、接種者では未接種者よりLong COVIDが少ないことが示されています。国内のLong COVID専門外来を受診した就労者545人の研究でも、54.1%に休職、退職、勤務時間短縮等の就労状況の変化が認められ、その多くは急性期には軽症でした。研究上の限界には留意が必要ですが、重症化・死亡だけでなく、罹患後症状による就学・就労への影響を含めて政策判断する必要があります。 県は 6 月答弁で、Long COVIDについて

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				国に調査の実施や知見の周知を要望する としています。国による調査を求める一 方で、県内の疾病負担や接種への障壁を 把握せず、国の制度のみを理由として県 独自支援を検討しないことは適切ではあ りません。希望する県民が経済的・地理 的理由によって接種を断念しない環境を 整備することを求めます。 陳情の内容（陳情事項（項目）） 1. 新型コロナワクチンの任意接種を希 望する小児・若年・現役世代について、 県独自の接種費用助成又は市町村が行 う助成への県費支援を具体的に検討し てください。 2. 県独自の助成等を実施しない場合は、 それが法令上実施できないのか、実施 可能であるが政策判断として行わない のかを明確にしてください。後者であ れば、「国が実施することを基本とす る」との一般論ではなく、県として実 施しない具体的理由、判断根拠及び今 後再検討する条件を示してください。 3. 県内で任意接種を受けられる医療機 関、地域分布、接種費用及び市町村ご との助成の有無を把握し、希望者が接 種先と費用を容易に確認できるよう公 表してください。 4. 小児、若年層、子育て世代を対象に、 ワクチンの利益・リスク、再感染及び Long COVIDについて相談できる体制 を整備してください。 5. 学校、医療・介護、保育等、社会機能 を支える職種について、任意接種の機 会確保及び費用支援の必要性を検討 し、6月陳情で求めた事項に対する県 の具体的な対応方針を示してくださ い。 6. Long COVIDについて、国への要望だけ でなく、県内の医療機関、市町村、学 校等と連携し、就学・就労・生活への 影響を含む実態把握を進め、その結果

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				を接種支援を含む県の感染症対策に反映してください。 7. 国に対し、現行の年齢・限定的な基礎疾患要件に加え、Long COVIDを含む疾病負担等を踏まえて接種支援制度を検証し、希望者が過度な費用負担なく接種できる制度を整備するよう要望してください。

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
39	8. 9. 15	障がい福祉につ いて	新潟市南区白根 魚町3ー28 薄田 邦雅	障害福祉に関する要望事項 1. 聴覚情報処理障害（APD等）への啓発 および補助機器への助成について 聴覚情報処理障害（APD等）は、聴力そのものに大きな問題がなくても、話し言葉を聞き取り、理解したり記憶したりすることに困難を抱える状態です。当事者が一定数存在する中、当事者や関係者の集まりにおいても、補聴器、援助システム、ノイズキャンセリングイヤホン等の補助機器の必要性について意見が出ています。また、他地域ではこれらの機器に対する助成制度が設けられている例もあります。そこで、聴覚情報処理障害について広く啓発するとともに、当事者が必要な補助機器を利用できるよう、補助機器購入等に対する助成制度の創設・拡充を要望します。 2. 相談支援事業所の増加および各事業所の人員体制の充実について 障害福祉における相談支援は、当事者が必要な福祉サービスにつながるための重要な役割を担っています。しかし、相談支援事業所によっては一人で業務を担当している場合があり、電話をしても外出中などの理由ですぐに対応してもらえないことがあります。また、新たな相談支援事業所を探そうとしても、既に多くの利用者を抱えており、新規の相談を受けることが難しい事業所も多くあります。こうした状況を改善するため、相談支援事業所の数を増やすとともに、一事業所あたりの職員数を増やし、迅速かつ継続的に相談対応ができる体制の整備を要望します。 3. 相談支援員等が参加する会合の議事内容の公表について 障害福祉に関する相談支援員等が集ま

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				る会合において、どのような議論が行われ、どのような方針や決定がなされているのか、当事者からは見えにくい状況があります。そのため、個人情報や業務上の秘密等に配慮した上で、会合の開催目的、主な議題、議論の概要、決定事項等について、おおまかな議事録や概要を公表する仕組みを整えていただくよう要望します。政策や支援体制がどのように決められているのかを当事者にも分かりやすくすることで、福祉行政への理解と信頼の向上につながると考えます。 4. 障害福祉の政策決定における当事者参加制度の構築について 障害福祉に関する制度や政策は、実際にその制度を利用する障害当事者の生活に直接関わるものです。そのため、制度を提供する側だけでなく、実際に制度を利用している当事者の意見を政策決定に十分に反映させることが重要です。審議会、検討会、意見交換会等への当事者の継続的な参加を制度として保障し、当事者の声を政策形成の中心的な情報として活用する仕組みの構築を要望します。 5. 成年後見人に対する障害理解およびコミュニケーション研修の充実について 成年後見人は、障害のある本人の生活や財産、各種手続き等に関わる重要な役割を担っています。そのため、司法書士等の専門職が成年後見人として本人を支援する際には、障害特性を理解し、本人に分かりやすい方法で意思確認やコミュニケーションを行うことが重要です。特に、障害のある本人との日常的なやり取りにおいて、本人の意思を尊重しながら円滑なコミュニケーションを図るための研修を充実させ、必要に応じて研修受講を義務化するなど、成年後見人の障害理解を促進する仕組みの整備を要望します。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				6. 障害者グループホームにおける食事提供の質および栄養管理の充実について 障害者グループホームでは、事業所によって、手作りの食事、湯煎による食事、宅配による食事など、食事提供の方法に大きな違いがあります。食事の提供方法が異なること自体には、それぞれの事情や利点があると考えますが、事業所によって食事の質や栄養管理に大きな差が生じることは、利用者の健康管理にも関わる問題です。そのため、グループホームにおける食事提供について、栄養面や衛生面等の一定の基準を設け、どの事業所に入居しても一定水準の食事と栄養管理が受けられるよう、制度の統一化・質の確保を要望します。 7. モニタリング頻度の柔軟化について 障害福祉サービスにおけるモニタリングは、利用者の状況を確認し、適切な支援につなげるために重要なものです。一方で、利用者によってはモニタリングの頻度が多すぎると感じたり、負担や心理的な圧迫を感じたりする場合があります。そのため、一律に頻度を設定するのではなく、本人の生活状況、障害特性、希望等を踏まえ、本人と相談しながらモニタリングの頻度を柔軟に調整できる仕組みを整えていただくよう要望します。 8. 障害者の性に関する相談・支援体制およびサービス利用料金への配慮について 障害者にとって、性に関する悩みや課題は、生活の質や精神的な安定、人間としての尊厳にも関わる重要な問題です。しかし、性に関する問題は社会的にタブー視される傾向があり、障害者についても十分な議論や相談・支援が行われていない現状があります。 現在、障害者の中には、性に関する悩

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				みへの対応や交流、リラクゼーション等の目的で、メンズエステ、風俗店、ソープランド等の民間サービスを利用する場合があります。しかし、これらのサービスは利用料金が高額になることがあり、特に障害年金等の限られた収入で生活している障害者にとっては、経済的な負担が大きく、必要性を感じていても利用することが難しい場合があります。 そのため、障害者の性に関する課題を社会的な課題として捉え、安心して相談できる窓口や専門的な相談・支援体制を整備するとともに、民間の性関連サービスについても、障害者の経済状況に配慮した利用料金や割引制度等の可能性について、事業者・関係団体等と検討していただくことを要望します。 また、障害者が性に関する悩みを抱えた際に、特定の民間サービスだけに頼ることなく、適切な情報提供や相談支援を受けられる環境を整備していただきたいと考えます。 性に関する問題を個人だけの問題として放置するのではなく、人間の尊厳や生活の質に関わる社会的な課題として捉え、障害者が安心して相談や支援を受けられる環境を整備するとともに、経済的な理由によって必要なサービスへのアクセスが過度に制限されることのないよう、価格面を含めた支援について検討していただくことを強く要望します。 9. 障害者グループホームの契約時における選考制度の見直しについて 障害者グループホームへの入居を希望する際、事業所側が複数の希望者を受け入れ候補として比較し、その中から入居者を選考するケースがあります。また、自分より前に希望している人の意思確認を待った上で、事業所から回答される場合もあります。 事業所側が、現在入居している利用者との相性や共同生活の適性を考慮するこ

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				とには一定の理由があると考えます。しかし、実際に生活してみなければ分からない部分も多く、選考だけで相性を判断することには限界があります。特に、緊急性が高く入居を必要としている障害者にとって、長期間待たされることは大きな負担となります。 そのため、グループホームの契約時における利用者選考について、必要以上に入居者を比較・選別する仕組みを見直し、本人の緊急性や生活上の必要性をより重視する制度への改善を要望します。また、実際に生活してみて継続が難しい場合には、適切な退去・移行支援を行うなど、入居前の選考だけに依存しない仕組みの検討を要望します。 10. 障害者グループホーム契約時における情報の非対称性の解消について 障害者グループホームを契約する際、体験利用の段階では分からなかった日課、生活上のルール、支援員との関わり方、他の利用者との生活上の決まり等が、本利用を開始してから初めて明らかになる場合があります。 事業所側は日常的な運営内容を把握している一方、入居を希望する本人は実際に生活を始めるまで分からない情報が多く、契約前の段階で事業所と利用者との間に情報の非対称性が生じています。これは、入居後に「思っていた生活と違った」という問題につながり、障害のある本人に大きな心理的・生活上の負担を生じさせる可能性があります。 そのため、グループホームの契約前に、通常の日課、食事、入浴、外出、門限、支援員との関わり方、他の利用者との共同生活に関するルールなど、本利用開始後の生活に関する重要な情報を可能な限り事前に書面で提示することを各事業所に求める仕組みを整備していただくよう要望します。体験利用だけでは把握できない情報についても、契約前に十分な情報

----- 陳 情 -----

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				提供を行うことで、本人が納得した上で 入居先を選択できる環境を整えていただ きたいと考えます。

— . — . —

陳

情

— . — . —

○地方創生産業委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
40-2	8. 9. 17	射水市旧宮林家 (綿屋) をめぐ る県の企業誘 致、文化財保護 行政及び射水市 との連携実態の 検証を求める陳 情	江戸川区 個人	<u>陳情の内容(趣旨)</u> 射水市旧宮林家住宅(通称「綿屋」)について、県が作成した来訪者の日程表には、県教育委員会との打合せ、立地通商課との打合せ、宮林家住宅の視察が同じ日に記されています。また、県の関係文書には、ホテル誘致に関する記載があります。旧宮林家住宅は過去の県教育委員会の調査等で文化財的価値が指摘されてきました。 こうした記録から、県の企業誘致部門と教育委員会がそれぞれ何を把握し、旧宮林家住宅の利活用と保存についてどのように対応したのか、確認する必要があります。射水市が、現在民有地である旧宮林家住宅に公費を投じたとされる件についても、県と射水市、関係事業者との協議や働きかけの有無を明らかにする必要があります。 県議会において関係部署に資料と説明を求め、県の関与と文化財保護上の判断を検証していただきたく、陳情します。 <u>陳情の内容(陳情事項(項目))</u> 1. 県教育委員会及び立地通商課と来訪者との打合せについて、目的、出席者、協議内容、配布資料及び旧宮林家住宅視察との関係を明らかにすること。 2. 旧宮林家住宅のホテル等への利活用に関し、県と射水市、民間事業者その他関係者との連絡・協議の経緯及び県の役割を明らかにすること。 3. 射水市が、現在民有地である旧宮林家住宅に公費を投じたとされる件について、県又は関係事業者から射水市への要請、提案、相談その他の働きかけがあったか調査すること。 5. -2 関係文書を保存し、調査結果を県議会及び県民に明らかにすること。

— . — . —

陳

情

— . — . —

※項目 4 は教育警務委員会に付託、また、項目 5 は教育警務委員会にも分割付託しており
番号を付している。

— . — . —

陳

情

— . — . —

○地方創生産業委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
41-2	8. 9. 17	多文化共生条例 及び外国人受入 れ・定着施策の 慎重な見直しに 関する陳情	東京都荒川区 個人	<u>陳情の内容（趣旨）</u> 私は、富山県が進めている「多文化共生の地域づくり」に関する条例及び外国人材の受入れ・定着を推進する施策について、現状のまま拙速に進めることに反対します。 海外では、大規模な移民受入れをめぐり、治安、文化・宗教の違い、地域住民との摩擦、教育、社会保障など様々な問題が生じ、移民政策そのものが大きな社会問題となっている国もあります。 日本でも外国人による犯罪や地域住民とのトラブルは現実には発生しています。警察庁の統計でも、来日外国人による犯罪の検挙件数・人員は近年増加しています。 もちろん、外国人全員が犯罪や問題を起こすという意味ではありません。しかし、受入れ人数を増やすのであれば、治安や地域社会への影響について、良い面だけでなくリスクも十分に検証するのが行政の責任ではないでしょうか。 私が特に心配しているのは、犯罪だけではなく、 富山のような地方では、住民同士が「ルールを守る」「人に迷惑をかけない」「困った時は助け合う」という、お互いの良識や思いやりを信頼することで地域社会が成り立ってきた面があります。 ゴミ出し、騒音、公共の場所の使い方、地域の決まりなども、すべてを法律や罰則で縛らなくても、一人ひとりが周囲に配慮することで、きれいで安心できる地域が維持されてきました。 文化や生活習慣、社会のルールに対する考え方が異なる人々を短期間に増やせば、このような暗黙のルールが共有されず、地域住民との摩擦や行政負担が増える可能性があります。 だからこそ「多文化共生」が、日本人

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				側だけに外国文化への理解や配慮を求めるものであってはならないと考えます。 富山で暮らすのであれば、外国人側にも、日本の法律はもちろん、日本語、生活上のルール、公共マナー、地域の決まり、日本の文化や習慣を学び、尊重し、地域社会に適応することを明確に求めるべきです。 また、こうしたリスクについて十分な検証が行われないまま、県民の税金を外国人材の受入れや定着拡大のために投入することにも納得できません。 人手不足であるなら、まず県民の賃金や待遇の改善、若者の県外流出対策、子育て支援、機械化などによる人手不足対策、県外に出た若者が富山へ戻りやすい環境づくりを優先すべきです。 一度大きく変化した人口構成や地域社会を元に戻すことは容易ではありません。 富山がこれまで築いてきた治安、地域のつながり、きれいな生活環境、文化を将来の子どもたちにも残すため、外国人受入れ・定着拡大を前提とせず、まずリスクを十分に検証し、県民に情報を示した上で慎重に判断することを求めます。 <u>陳情の内容（陳情事項（項目））</u> 1. 多文化共生条例について、外国人受入れによる治安、地域社会、教育、行政負担、生活環境等への影響を十分に検証し、県民に示すまで、拙速に制定・推進しないこと。 2. 外国人材の受入れ・定着拡大を前提とせず、受入れの必要性、人数、県民負担及び長期的な影響について具体的な情報を公開し、県民を交えた十分な議論を行うこと。 3. 多文化共生施策には、日本人側への理解・配慮だけでなく、外国人側にも日本の法律、日本語、生活ルール、公共マナー、地域の決まり及び日本文化を

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				学び、尊重し、地域社会に適応することを明確に求めること。 4. -2 外国人による犯罪や重大なルール違反について、国や警察等と連携し、国籍にかかわらず法令に基づき厳格に対応すること。 5. 外国人材の受入れ・定着に県民の税金を投入する前に、県民の賃金・待遇改善、若者の県内定着、子育て支援、人手不足産業の待遇改善及び機械化等による人手不足対策を優先すること。 6. 海外及び国内ですでに外国人受入れを進めた地域について、成功例だけでなく、治安、住民との摩擦、行政負担等の問題事例についても調査・検証し、その結果を県民に公表すること。

※項目 4 は教育警務委員会にも分割付託しており枝番を付している。

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
26	8. 8. 4	富山県魚津市に 拠点があるイス ラエル企業に対 する助成に関す る陳情書	長崎県諫早市 個人	【陳情趣旨】 現在、中東情勢は極めて緊迫した状態にあり、ガザ地区を中心に多数の民間人が虐殺されている状況にあります。戦争とそれに伴う虐殺行為を引き起こし長引かせている要因がイスラエル及びアメリカ両国にあることは明らかであり、欧州ではイスラエル・アメリカ両国を明確に批判し、イスラエルへの支援を打ち切っています。対して日本政府はイスラエルを明確に非難しておらず、世界的にアメリカ・イスラエル側に与していると思われても致し方ない態度に留めています。その中で今年7月半ばに経産省が税金から1600億円を投じて新潟・富山にあるイスラエルの半導体企業(タワーセミコンダクター)の工場整備を助成することが発表されました。この行為は明確にイスラエルという国に対する支援と取ることが出来、世界の流れと逆行しています。現状においてイスラエル企業に利益をもたらすような振る舞いをすることは明確にイスラエルが引き起こしている戦争及び虐殺への加担と取れます。半導体という成長産業において日本国に利益をもたらすと判断された上で助成が決められたのだと考えますが、企業の成長は原則として資本主義経済の中で他社との競合により成長を求められるべきであって、税金を投じて国として支援する場合には多少なりとも公共性が求められます。イスラエルという世界的に非難されている国の企業に対して国として支援を行うことへのリスクを上回れるものだとはいえ思えません。また、物価高などで市民の生活が苦しくなる中1600億円という多大な税金を直接的に国民に還元するための施策に使用せず外国を本社とする半導体企業に投じることは優先順位として正しいのでしょうか。半導体事業は多くの水と土地を使用します。農業が盛んである新潟と富山という土地において半導体企業

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				に有限である水源資源を割くことは妥当だと言えるのでしょうか。 そもそも日本という国は、第二次世界大戦の加害と敗戦の反省から、日本国憲法に世界平和の実現に向かって努力することが明記されています。以下、日本国憲法前文より抜粋いたします。 われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。 日本はこの日本国憲法を掲げる国として、また唯一の被爆国として国際社会の戦争と虐殺に加担せず、平和に向かって尽力することが求められます。戦争を引き起こしている国へ加担することは避けなくてはなりません。自治体として日本政府に対するイスラエル・アメリカの永続的な停戦に向けた働きかけが求められます。 以上の理由から、下記事項を要望します。 【陳情事項】 1. 経産省に対する魚津市の投資計画の要望を撤回し、新潟県・富山県におけるイスラエルを本社とする半導体企業に対する1600億円の助成の打ち切りを国に対して要望すること

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
27	8. 8. 10	日本国憲法改訂 及び改憲手続き 法（国民投票 法）に関する陳 情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 自衛隊の明記や緊急事態条項の創設には国民の権利や主権の制限や停止、権力集中の危険、外交・安全保障上の懸念など、慎重に検討すべき重大な問題があります。また、現行憲法および既存法制の下でも、防衛や緊急時対応には一定の制度的対応が可能であり、憲法改正を急ぐ必要性は乏しいと考えます。慎重な検討が必要であり、現行法制で対応可能な点も多いことから、拙速な改憲は避けるべきと考えます。あわせて、日本国憲法改正手続き法（国民投票法）についても、民意が適正に反映されるよう制度整備を求めます。 憲法改訂及び国民投票法に関する意見書 提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条及び第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出します。本意見書は、日本国憲法の基本原理及び立憲主義の観点から、現時点で提案されている憲法改正案及び国民投票法について意見を述べるものです。請願・陳情・要望にとどまらず、国政の判断主体、責任の所在及び憲法秩序との整合性について確認を求めるものであり、以下の事項について真摯な検討と回答を求めます。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				一、今回の改憲に反対します 今回提案されている改憲（特に「自衛隊の明記」及び「緊急事態条項(国会機能維持条項)」）に反対します。その理由は、改憲によって得られる利益は限定的である一方、国民の自由・人権・安全及び外交上の立場に重大なリスク（マイナスリターン）を生じるおそれが高く、そのリスクについて十分な説明がないまま改憲を進めることは適切ではないと考えるためです。 憲法は、本来、国家権力を制限し、国民の主権・人権・自由を保障するための最高法規です。緊急事態条項の新設は、この憲法の基本原理を変更することにつながるおそれがあり、憲法前文、第97条及び第99条の趣旨との整合性に重大な疑義があると考えます。 二、自衛隊明記について 自衛隊の憲法明記には、次のような懸念があります。日米地位協定、いわゆる吉田密約、旧敵国条項等が残る中では、集団的自衛権行使への歯止めが弱まり、米国からの派兵要請に対する自主的判断及び交渉の余地を狭めるおそれがあります。 さらに、戦後日本の平和国家としての姿勢が曖昧となり、外交上の緊張を高め、他国に誤ったメッセージを与えるおそれがあります。 三、緊急事態条項について 緊急事態条項の新設には、次のような懸念があります。例外規定が拡大解釈され、権力の集中、民主的統制の後退及び国民の権利・財産の制限につながるおそれがあります。また、任期延長や権限集中を認めることは、現場の柔軟な判断を妨げ、災害対応等をかえって阻害するおそれがあります。 四、改憲は不要である理由 防衛及び緊急事態対応、災害対応については、現行憲法、その他の既存法制（自

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				衛隊法、武力攻撃事態対処法、災害対策基本法、並びに参議院の緊急集会等）により対応可能であり、憲法改訂によって得られる利益は限定的です。 また、教育の充実や合区解消など他の改憲項目についても、法制度や政策の改善により実現可能であり、憲法改正を要するものではありません。 これらを改憲案に含めることは、改憲への心理的抵抗を下げ、本来必要性の乏しい改憲や将来のより広範な改憲につながるおそれがあります。改憲を重ねることは憲法の安定性を損ない、国民にとっての法的安定性や予見可能性を低下させるおそれがあります。 以上の理由から、今回の改憲は、得られる利益よりも生じ得る不利益が大きい「マイナスリターン」と判断します。 五、要請事項 1、今回の改憲発議を行わないこと 日本国憲法の基本原理である平和主義、基本的人権の尊重及び国民主権並びに表現の自由及び個人の尊重を後退又は制限する改憲については、憲法前文、第97条及び第98条の趣旨との整合性に重大な疑義を生じさせることから、そのような改憲及び改憲発議を行わないこと。 2、国家公務員及び政府への規制強化 国家公務員及び政府が国民からの要請なく一方的に改憲を促すことについて、憲法第99条の趣旨を踏まえ、その在り方を規制し取り締まる法制度の整備を検討すること。 3、国民投票法の濫用可能性における規制強化 国民投票法については、民意の適正な反映を確保するため、成立要件（例えば最低投票率を有権者の過半数とすること等）及び広告宣伝費規制の強化について検討すること。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				4、日米地位協定の見直しを求める 自衛隊及び海外派兵に関する懸念を払拭するため、日米地位協定その他関連する国際協定及び密約の透明化並びに見直しに向けた議論を開始すること。 5、既存法制度の活用や充実の優先 緊急事態への対応については、既存法制度の運用強化、手続の明確化及び国会における議論の充実を優先し、憲法改訂に依存しない対策を講ずること。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
28	8. 8. 10	軍拡に関する法案、及び軍事における財政法4条、平和外交に関する陳情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に照らし、国が現在進めようとしている戦争準備の法整備に対し、国際法や憲法に適合するのか、国際法上の武力行使禁止、人道法上の民間人保護、憲法9条・13条・平和主義との整合性を問い、明確な回答を求めます。 軍備拡大や防衛費の増加、財政法第4条の改正が将来の財政運営や平和外交の在り方に大きな影響を及ぼす可能性があることから、その方向性や根拠、憲法との整合性について国の明確な説明と責任ある判断を求めます。また、財政は軍事費の拡大ではなく、福祉、医療、教育、雇用など国民生活の充実を優先し、武力に依存しない平和的外交を基本とする姿勢を堅持することを強く要望するものです。 主権は国民にあり、いかなる政権も憲法による制約を受けます。その逸脱が懸念される場合、主権者として明確に異議を表明する必要があります。以上の立場から、現行憲法の平和主義および立憲主義を守るため、軍拡の法整備に断固反対し、再考を強く求めます。 軍拡及び軍事における財政法4条、外交に関する意見書 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出致します。本書は請願・陳情・要望にとどまるもの

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				ではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。したがって、以下の事項について、真摯な検討と回答を求めます。 軍事費の拡張に反対致します。特に、財政法4条を緩和・改正して軍事費への例外を広げることには反対です。すでに安保3文書の閣議決定によって大軍拡が進められ、国会での十分な議論を経ないまま、将来にわたる巨額の軍事支出が固定化されつつあります。 これは、国会を国権の最高機関とする憲法41条（国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関）の趣旨、また国民の信託に基づく公務を求める憲法15条（公務員は全体の奉仕者であり、国民の信託に基づく）の趣旨に反するおそれがあります。 財政の例外運用や特措法の多用は、財政民主主義を空洞化させ、暮らしや社会保障を圧迫する。租税や国費の使途は、憲法84条（租税法律主義）の趣旨に照らしても、国会での十分な審議と統制が必要です。軍事費の無制限な拡大ではなく、国会の統制を強め、軍事費への流用を明確に禁じ、平和外交と民生優先へ転換することが必要です。 請願事項 一、戦争準備のための法案を通すのは国際法や憲法に違反する可能性が高いです。なので照合してください。 ①殺傷能力のある武器の製造、無制限輸出拡大の為の「五類型撤廃」の方針を撤回するとともに、軍備拡張および軍事費の増大に反対し、これらの政策を見直すこと。 ②非核三原則をいじらないでください。触らないでください。 ③長距離射程ミサイルを各地域の子どもたちの小学校や施設が密集している

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				区域に配備したり弾薬工場を作ったりしないでください。 ④予備自衛官兼業特例法を撤廃してください。 ⑤神戸空港や姫路港等、各県の港湾を軍事利用しないでください。 二、財政法第四条の改正について、防衛費拡大を容易にする懸念があるため反対する。 防衛費（武器調達、攻撃兵器の研究開発、基地機能の拡張、武器製造費、AIや無人運転飛行機器の軍事利用費等）の拡大を目的とした改正を認めず、将来的にもこれを禁止すること。 三、防衛費およびそれに準ずる費用を基金や特別会計へ振り替えることについても厳格に規制すること。特別措置法、基金、特別会計その他の制度を用いて、財政法第四条の趣旨を実質的に空洞化し、軍事費拡張のための迂回的な財政運用を行わないこと。 四、武力や防衛力の強化に依存するのではなく、平和的外交を重視し、これを継続的に推進すること。これらの政策は、日本国憲法第9条の平和主義および専守防衛の趣旨に反し、違憲のおそれがある。とりわけ、軍事費の恒常的拡大、攻撃的兵器の取得、財政例外の濫用は、憲法9条の実質を空洞化させるものである。 五、国会において十分な審議と公開の議論を尽くすこと。国会での十分な議論を経ないまま軍事費拡張や財政例外を進めることは、憲法41条および15条の趣旨に反するおそれがあるため、国会での十分な審議を求める。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
29	8. 8. 10	皇室典範の改訂 に関する陳情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、皇室典範の改訂が憲法に適合するのか、明確な回答を求めます。 現在進められようとしている皇室典範の改訂に対し、危機感をもって断固反対の意思を表明します。日本国憲法は、戦争の惨禍への反省に立ち、恒久平和を国家の根本原理とし、天皇を政治権力から切り離された「象徴」として位置づけています。これは歴史的教訓に基づく根幹構造です。しかし近年、憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認や安全保障政策の拡大等により、平和主義との緊張関係が強まっています。このような状況下での皇室典範改訂は、単なる制度論ではなく、象徴天皇制および憲法秩序に影響を及ぼす重大な問題です。 主権は国民にあり、いかなる政権も憲法による制約を受けます。その逸脱が懸念される場合、主権者として明確に異議を表明する必要があります。以上の立場から、現行憲法の平和主義および立憲主義を守るため、当該改訂に断固反対し、再考を強く求めます。 皇室典範改訂に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				主権者として本意見書を提出致します。 本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。 したがって、以下の事項について真摯な検討と回答を求めます。 現在進められようとしている皇室典範の改訂に対し、危機感をもって断固反対の意思を表明します。 日本国憲法は、戦争の惨禍への反省に立ち、恒久平和を国家の根本原理とし、天皇を政治権力から切り離された「象徴」として位置づけています。これは歴史的教訓に基づく根幹構造です。 しかし近年、憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認や安全保障政策の拡大等により、平和主義との緊張関係が強まっています。 このような状況下での皇室典範改訂は、単なる制度論ではなく、象徴天皇制および憲法秩序に影響を及ぼす重大な問題です。 主権は国民にあり、いかなる政権も憲法による制約を受けます。その逸脱が懸念される場合、主権者として明確に異議を表明する必要があります。 以上の立場から、現行憲法の平和主義および立憲主義を守るため、当該改訂に断固反対し、撤回を強く求めます。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
30	8. 8. 10	個人情報保護法 改訂およびスパ イ防止法案、国 家情報会議設置 法に関する陳情 書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 個人情報保護法の改訂、スパイ防止法案および国家情報会議設置法案がすべて成立してしまいますと、これらの法案が組み合わさると、第三者による不正監視機関を設けないままですと、悪用の懸念が高いことを危惧いたします。 国民の個人情報、特に要配慮個人情報(病歴や思想・信条等)の不適切な利用や監視強化を招き、憲法前文、第1条、第13条、第21条、第97条、第98条第1項の趣旨に反するおそれがあるため、国に対し憲法適合性の照会と慎重な見直しを求めます。 これらが組み合わされば、国民の自由と権利が不当に制約され、過去の治安維持法を想起させるような悪用につながりかねません。個人の尊厳と基本的人権を最優先に、関連法案の撤回を求めます。 個人情報保護法改訂及びスパイ防止法案、国家情報会議設置法に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出致します。本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。したがって、以下の事項について、真摯な検討と回答を求

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				めます。 憲法前文、第 1 条、第13条、第21条、第97条、第98条第 1 項の趣旨に基づき、国に対し憲法適合性の照会と慎重な見直しや、個人の尊厳と基本的人権の保障を最優先にさせていただき、改悪が伴う法整備や関連法案の撤回を求めます。 一、個人情報保護法の改訂を撤回すること 国民の要配慮個人情報（病歴や思想・信条等、性的志向等、極めて機微な情報）を含む個人情報について、本人の同意なく企業や政府機関へ提供可能とするような個人情報保護法の改訂を撤回してください。個人の権利保護を最優先とすること。 個人情報の不適切な利用は重大な人権侵害につながるおそれがあり、悪用による被害(犯罪への利用等)を防止する観点からも、改訂の撤回を強く求めます。 二、強行採決を行わないこと 首相官邸へFAXや電話等、国民からの反対意見の声が多くあがっていたが、これを無視し、国家情報会議設置法案（インテリジェンス機能強化による「行政傍受」）、ならびにスパイ防止法案等、これに連なる情報監視強化の法制度の強行採決を行わないでください。 三、選挙制度や現政権への信頼の低下により、スパイ防止法の採決を進めず廃止すること 公職選挙法違反が指摘されている現政権の下で、スパイ防止法案の制定を進めることには重大な懸念があり、同法の制定をしないでください。 尚、これらの法制度（個人情報保護法の改訂、国家情報会議設置法案、インテリジェンス機能強化「行政傍受」、スパイ防止法及び類似する法制度）が組み合

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				わさると、過去の治安維持法のように、市民の自由や権利が不当に制限されるだけでなく、国民の同意なしに個人情報及び要配慮個人情報の不適切な利用や漏洩、監視強化を招く懸念があります。 四、第三者監視機関を設置すること 諸外国では独立した監視機関を設ける例もある一方、我が国では、再審査や見直しを担う独立性の高い第三者機関が十分に整備されておらず、違法・不当な運用に対する抑止力が弱いです。 よって、国民の権利を実効的に守るため、独立した第三者監視機関の設置を求めます。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
31	8. 8. 10	伴侶動物の殺処分反対（生命、財産権、個人の尊重の確保、マイクロチップ導入）に関する陳情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、伴侶動物の殺処分制度が憲法に適合するのか、明確な回答を求めます。 本請願は、動物の生命尊重および国民の財産権・個人の尊重を十分に保障しない制度運用に伴い、飼育動物が殺処分対象として扱われる運用の拡大に反対し、その見直しを求めるものです。 また、動物へのマイクロチップの体内装着は動物への負担や苦痛を伴い虐待となり得るため、強制につながる制度には重大な問題があります。 さらに、特定の企業・業界との癒着により不当な制度が形成されていないかどうか、憲法第14条との整合性について検証と回答を求めるとともに、今回の制度改訂の撤回を求め、市議会から国への意見書提出を請願いたします。 動物の生命、財産権、個人の尊重を確保しマイクロチップ導入への懸念に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出いたします。 本書は、請願・陳情・要望にとどまる

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				ものではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。したがって、以下の事項について、真摯な検討と回答を求めます。 一、外に出ている家猫を対象とする排除的駆除運用への反対 動物の愛護及び管理に関する法律の運用において、犬猫、特にイエネコを対象に、事実上の殺処分や排除を正当化する解釈・運用を行わないことを求めます。 動物を守る制度は、命を選別する制度であってはならず、飼い主の責任を支えつつ、動物にも人にも負担の少ない手段を優先すべきです。 二、飼い主への過度な負担の回避 飼い主に過度な負担を課すのではなく、適正飼養および保護譲渡の支援を強化してください。 本件運用は、憲法29条が保障する財産権を不当に制約し、憲法31条の適正手続を欠くおそれがあります。 また、憲法14条の平等原則にも抵触し得ます。 さらに、ペットを家族同然とする国民の生活実態を踏まえない過度な制約は、憲法13条に反するおそれがあります。 三、実質的強制の是正 マイクロチップ装着について、任意制度を装いながら実質的に強制へ転化する行政指導、周知、補助制度、販売慣行は廃止してください。 装着には痛みや医療的リスク、費用負担が伴い、動物および飼い主双方への影響を軽視できません。 これは憲法13条の個人の尊重の観点からも問題があります。 また、環境省資料においても、首輪・名札・迷子札は身体的負担の少ない手段として位置付けられており、制度運用の

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				見直しを求めます。 四、行政の中立性と透明性 行政が特定業界の利益を優先し、政策形成の公正性を損なっていないか、立法過程および運用実態について国会での検証を求めます。 仮に不当な優遇が存在する場合、憲法15条、14条、21条、22条との関係で問題となり得ます。国民の生活と財産に関わる政策には、透明性と合理性が不可欠です。 五、代替手段の優先 イエネコを含む家庭動物について、生命尊重を最優先とする明確な保護規定を設けるとともに、関係者を交えた公開審議を求めます。 迷子札、首輪、飼い主教育、逸走防止策など、より負担の少ない手段を優先すべきです。 以上、私たちは憲法上の適合性について厳格な検証を求め、国会および政府に対し、憲法に立脚した対応を強く求めます。

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
32	8. 8. 10	選挙制度・不正選挙に関する陳情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付致しました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 近年、選挙の公正性および透明性に対する国民の信頼は、制度的課題や情報環境の変化により揺らぎつつあります。民主主義の根幹は、主権者である国民の自由かつ公正な意思表示にあり、その結果が正確に反映されることにあります。しかしながら、開票過程の可視性や検証手続きの十分性、選挙運動費用の実態把握、さらには違法行為に対する責任追及の制度設計について、現行制度には改善の余地があると考えられます。 また、重大な憲法違反や法令違反が疑われる場合においても、国民が直接意思を表明し、責任を問う制度が限定的であることは、主権者原理との関係で課題があります。 さらに、選挙無効訴訟や不正の疑いに関する審理期間についても、迅速性を重視するあまり、十分な証拠収集や検証の機会が制約されているとの指摘があります。これは結果として、司法による実質的な審査機能の確保に影響を及ぼしかねません。 以上の理由から、選挙制度の信頼性を高め、憲法の趣旨に沿った主権者の権利保障を実質化するため、別紙添付の意見書案に掲げる事項について検討および制度整備を求めるものです。 選挙制度・不正選挙に関する意見書 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出致します。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				本書は、請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。 近年、選挙の公正性および透明性に対する国民の信頼は、制度的課題や情報環境の変化により揺らぎつつあります。民主主義の根幹は、主権者である国民の自由かつ公正な意思表示にあり、その結果が正確に反映されることにあります。しかしながら、開票過程の可視性や検証手続きの十分性、選挙運動費用の実態把握、さらには違法行為に対する責任追及の制度設計について、現行制度には改善の余地があると考えられます。 特に、期日前投票の拡大やデジタル化の進展に伴い、従来の制度では国民の納得を十分に担保できない場面も指摘されています。また、重大な憲法違反や法令違反が疑われる場合においても、国民が直接意思を表明し、責任を問う制度が限定的であることは、主権者原理との関係で課題があります。 さらに、選挙無効訴訟や不正の疑いに関する審理期間についても、迅速性を重視するあまり、十分な証拠収集や検証の機会が制約されているとの指摘があります。これは結果として、司法による実質的な審査機能の確保に影響を及ぼしかねません。したがって、以下の事項について、真摯な検討と回答を求めます。 請願事項 一、選挙の公正性および透明性を確保するため、開票手続きの検証体制の強化および本人確認の厳格化を行うこと。 二、期日前投票を含む開票過程について、国民が確認可能となるよう、リアルタイムでの映像公開（ライブ中継配信等）を原則とした可視化体制を整備すること。 三、選挙運動費用の上限規制について、

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				インターネット広告費・動画制作費・外注費を含めた実効的な規律を強化すること。 四、憲法違反及び国際法違反または各種法令違反等の重大な違法行為が認められた総理大臣および国会議員に対し、国民が不信任を表明し、罷免を求めることができる制度を創設すること。 五、前項に該当する総理大臣の在任期間中に成立した法案及び法令については、憲法適合性に重大な疑義がある場合には、これを再検証し、違憲と判断されたものについて「無効」とすることができる仕組み（再審査の機会）を整備すること。これは憲法98条および99条の趣旨に基づき十分に尊重されるべきです。 六、選挙の公正性に重大な疑義が生じた場合に備え、不正選挙の疑いがある事案については、十分な証拠収集、検証および反論の機会を確保できるよう、訴訟提起および審理のための期間を少なくとも一年程度確保する制度に改めること。 現行の公職選挙法では、選挙違反に関する刑事事件等について100日以内の判決を目指す「百日裁判」がありますが、これは迅速処理を目的とする運用であり、十分な審理期間を保障するものではありません。選挙無効訴訟等の提起・審理に関する期間としては短すぎることを指摘します。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
33	8. 8. 10	比例代表定数の削減・自動削除条項に関する陳情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付致しました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 比例代表制度は、多様な価値観や少数意見を国政に反映させるための重要な仕組みであり、単純多数決ではすくい上げることが困難な民意を補完する役割を担っています。そのため、比例代表定数の削減は、政治的少数者の声を弱め、結果として国会における代表性の低下を招くおそれがあります。 また、議席削減を前提とした自動削減条項は、本来慎重な議論を要する選挙制度の根幹部分について、実質的に結論を先取りするものであり、立法過程の適正性や透明性の観点から問題があります。国会における熟議を経ることなく、一定期間後に自動的に削減が実施される仕組みは、国民の意思を反映する機会を不当に制限する可能性があります。 さらに、選挙制度は主権者の意思形成に直接関わる基盤であり、その変更は国民の権利に重大な影響を及ぼします。したがって、その見直しは拙速ではなく、十分な説明と合意形成を前提に行われるべきです。 以上の理由から、比例代表定数の削減および自動削減条項の導入については慎重であるべきであり、これらの撤回または見直しを求めるものです。 比例代表定数の削減・自動削除条項に関する意見書 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				主権者として本意見書を提出致します。 本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。したがって、以下の事項について、真摯な検討と回答を求めます。 国会議員比例定数の削減と、自動削減条項に反対します。比例代表制度は、多様な価値観や少数意見を国政に反映させるための重要な仕組みであり、単純多数決ではすくい上げることが困難な民意を補完する役割を担っています。そのため、比例代表定数の削減は、政治的少数者の声を弱め、結果として国会における代表性の低下を招くおそれがあります。 また、議席削減を前提とした自動削減条項は、本来慎重な議論を要する選挙制度の根幹部分について、実質的に結論を先取りするものであり、立法過程の適正性や透明性の観点から問題があります。国会における熟議を経ることなく、一定期間後に自動的に削減が実施される仕組みは、国民の意思を反映する機会を不当に制限する可能性があります。 さらに、選挙制度は主権者の意思形成に直接関わる基盤であり、その変更は国民の権利に重大な影響を及ぼします。したがって、その見直しは拙速ではなく、十分な説明と合意形成を前提に行われるべきです。 以上の理由から、比例代表定数の削減および自動削減条項の導入については慎重であるべきであり、これらの撤回または見直しを求めるものです。 請願項目 一、比例代表は、多様な民意を国政に反映させる重要な役割を担っており、その削減は少数意見の切り捨てにつながるため、これを行わないこと。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				二、自動削減条項の撤回を求めます 衆議院の比例45議席削減法案について、協議期間内に結論が出なかった場合、強制的に比例45議席を削減する【自動削減条項】は、憲法13条が保障する「国政における国民の裁量権」を著しく侵害するものです。 国会による立法裁量の濫用であり、明確な越権行為として、協議以前に削減ありきの当該条項の撤回を強く求めます。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
34	8. 8. 10	外国人受け入れ 政策に関する陳 情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、外国人受け入れ政策が憲法に適合するのか、明確な回答を求めます。 外国人労働者の受け入れ拡大が進む一方で、日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度整備は未だ十分とはいえず、低賃金労働の拡大や労働環境の悪化、地域社会への影響が懸念されています。 また、現行制度のもとでは企業による安価な労働力としての利用や、受け入れ体制の不備による諸問題も指摘されています。 これらを踏まえ、まずは国内労働者及び既存の在留外国人の権利と生活環境を守る制度の整備を優先すべきであり、国に対し必要な見直しと対応を求めるため、本陳情を提出するものです。 外国人受け入れ政策に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出致します。 本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。 したがって、以下の事項について真摯な検討と回答を求めます。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				一、外国人労働者の受け入れにあたっては、まず先に日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度が十分に整備されていない現状を踏まえ、必要な保護制度の創設・強化を優先すること。 日本人の雇用や賃金を守る制度が不十分であるならば、まずその整備を行い、実効性が確認されるまで受け入れ拡大は抑制すること。 二、外国人労働者の受け入れについては、低賃金労働力としての大量受け入れを前提とする運用を改め、既存の在留外国人及び日本人の人権、雇用、生活環境を守れる範囲を超える拡大は行わないこと。 三、外国人労働者の受け入れについては、全国一律の拡大目標を設けるのではなく、地域ごとの受け入れ余力、住宅・教育・医療・福祉・治安への影響、既存の在留状況を総合的に勘案したうえで、現に受け入れ限界を超えている地域では新たな受け入れ拡大を行わないこと。 四、外国人労働者の受け入れについては、同一労働同一賃金の原則を実質的に確保できる体制が整うまで、新規受け入れの拡大を一時的に停止すること。 低賃金を前提とした受け入れは、外国人労働者の人権を損なうだけでなく、日本人労働者の賃金水準や雇用環境の悪化を招くおそれがあるため、制度の適正化を優先すること。 五、技能実習制度及び特定技能制度については、人権侵害や不当な低賃金労働が生じないように、抜本的な見直しを行うこと。 六、企業による外国人労働者の安価な労働力としての利用を防ぐため、受け入れ企業への監督体制を強化し、違反時の罰則を厳格化すること。 七、地域社会への急激な人口流入による

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				教育、医療、福祉、治安への影響について、事前の影響評価を義務付け、自治体の受け入れ能力を超えた受け入れを行わないこと。 八、労働力不足の解消については、外国人労働者への依存を前提とするのではなく、国内人材の賃上げ、労働環境の改善、省力化投資の促進等により、持続可能な形で対応すること。 九、帰化要件の緩和措置の廃止を求めます。国籍付与の判断にあたっては、慎重かつ厳格な基準を維持すること。 十、国別の提携先を次々に増やして受け入れ枠を拡大する運用を改め、実質的な上限のない拡大を停止すること。 また、短期就労を前提とする場合であっても、それを口実として将来的な定住化・永住化へ誘導することがないようにする。 基本的には定住化や永住化を既成事実として進める運用を認めず、受け入れの目的、在留期間、更新要件、家族帯同、永住及び帰化への移行条件を明確に限定し、国民に対する十分な説明なく制度の趣旨を拡大しないこと。 十一、外国人による犯罪については、言語の違い等を理由に不適切な軽処分や手続上の不備が生じないように、通訳体制の整備、捜査の厳正化、起訴・処罰の適正化を徹底し、国民の安心と治安の確保を図ること。 また、外国人労働者の受け入れには、通訳、労務管理、生活支援、行政対応等の追加的な費用と体制整備が不可欠である。 目先の低賃金のみを理由とした安易な受け入れ拡大は、かえって社会的・経済的負担を増大させるため、実効的な受け入れ体制が整わない限り拡大すべきではない。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
35	8. 8. 10	副首都法案（外国人受け入れ政策・道州制・大阪都構想との関係）に関する陳情書	兵庫県高砂市 個人	請願の趣旨 別紙の通り、意見書案を添付いたしました。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきますようお願い致します。 請願の理由 副首都法案は、外国人受け入れの促進を明記しており、少子化や人手不足の根本原因となっている国内制度の改善よりも、外国人受け入れを優先する「外国依存型」政策である可能性を懸念します。 派遣労働の中抜き構造により労働者所得が抑えられ、少子化の悪循環を招いています。未だ改善がなされていません。 また、道州制・廃県置道への突破口であり、地方分権改革が不十分なまま道州制に移行しますと、中央集権化が進みます。 各地方の災害時の初動対応の遅れが住民の生命-財産を脅かすリスクがあります。 意見書案では、従来よりも、地方分権の方向へ進むのかどうかの回答も国へ求めます。憲法抵触の懸念もあり、地方自治の破壊や大規模開発の利権化も危惧されます。 貴自治体から国へ意見書を提出していただくことで、住民の意思を国政に反映し、抜本的な制度改善を優先させることができます。 副首都法案（外国人受け入れ政策・道州制・大阪都構想との関係）に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 本議会は、日本国憲法前文、第1条、

- . - . -

陳

情

- . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				第97条、第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出致します。本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものです。したがって、以下の事項について、真摯な検討と回答を求めます。 本請願は、2026年7月に衆議院を通過した「副首都法案」（正式名称：国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案）について、重大な問題があると考え、その成立中止と、国内制度の抜本的改善を優先することを求めるものである。 第一に、本法は、過去に二度にわたり住民投票で否決された大阪都構想と実質的に同一の構想である疑いが極めて強い。大阪府知事自らが「10年かかった」と発言していることから、約10年前に否決された大阪都構想が形を変えたものであることは明白であり、住民意思を迂回する形で制度化された点は、民主主義の根幹を揺るがす重大な問題である。 第二に、本法第十二条に明記された「高度外国人材の受入れ促進」は、国内の少子化や労働力不足に対する本質的な解決を先送りし、外国人労働力への依存を強めるものである。本来、税金は国民の雇用や福祉の充実に優先的に充てられるべきであり、受入れ拡大のための制度整備を優先することは適切ではない。 少子化や労働力不足の根本原因のひとつである、現行の派遣労働制度に代表される中間搾取構造により、労働者の所得が抑制され、消費の低迷と少子化の悪循環を招いている。さらに、派遣事業の一部は外資の影響下にあり、国内で生み出された所得が国外へ流出する構造的な問題も存在する。外国人受け入れ促進の前に、まず派遣労働制度を廃止し、従業員の給料が正当に還元されるよう改善

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				すること。 第三に、本法は憲法上の問題を含む可能性がある。国民の生存権や個人の尊重を軽視し、外国人受入れを優先する政策は、憲法第13条及び第25条との整合性に疑義がある。 また、副首都の定義や権限が不明確なまま制度化されている点も問題である。 第四に、本法は地方自治の弱体化と大規模開発の利権化を招くおそれがある。本法は道州制導入の足がかりとされ、都道府県の廃止を含む統治構造の大幅な変更につながる可能性がある。これにより地方自治の権限が縮小し、中央集権が強化される懸念があるほか、大規模災害時における行政間調整の複雑化によって初動対応の遅れが生じる危険性も否定できない。 また、第一項で述べた通り、本法は都構想が形を変えたものであるため、副首都指定に伴う規制緩和や財政優遇措置により、不要不急の大型開発が推進される可能性があり、住民利益よりも特定事業への利益誘導が優先される懸念がある。以上の理由から、外国人受け入れ政策や都構想含む副首都法案を中止し、まず先に以下の施策を優先的に実施することを求める。 ・派遣労働制度の見直し及び直接雇用の原則化 ・労働環境の改善（賃金向上、労働時間短縮、同一労働同一賃金の徹底） ・教育、医療、住宅等の福祉政策の拡充 ・税財源の国内還元の徹底 ・地方自治の尊重及び住民投票制度の強化 ・災害対応体制の強化と現行都道府県制度の維持 最後に、下記の通り質問致しますので明確な回答を求めます。 質問事項 都構想（大阪市廃止・特別区設置）、道

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				州制導入、副首都関連法案を推進するにあたり、以下の点について憲法との整合性を明らかにしてください。 1. 憲法第92条（地方自治の本旨）との整合性 憲法第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めています。 (1) 大阪市廃止のような重大な変更を、当該市民の多数が反対している中で進めることは、住民自治の原則に反しないか。 (2) 全国規模の地方公共団体再編（道州制）を、国民全体の十分な議論や合意形成を経ずに推進することは、地方自治の本旨に照らして問題はないか。 2. 憲法第95条（地方特別法の住民投票）との整合性 憲法第95条は、一の地方公共団体のみに適用される特別法については、その住民の投票で過半数の同意を得なければならないとしています。 (1) 都構想・副首都関連措置が実質的に大阪にのみ適用される特別法的性格を持つ場合、大阪市民の直接的な同意を経ずに進めることは第95条の趣旨に適合するか。 (2) 道州制が将来的に全国に波及する場合、国民全体の意思をどのように反映させる方針か。 3. 民主的手続きと国民の合意形成 都構想・道州制・副首都構想は、大阪一地域の問題ではなく、全国の地方制度を根本から変える国家的な改革です。 (1) 国民の多数が求めている、または十分な合意形成ができていないとみられる状況で強行する法的・民主主義的な根拠は何か。 (2) 特に、過去の住民投票での反対結果

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				を踏まえて、なお推進する理由を説明されたい。 4. 中央集権化のリスクと地方自治の保障 これらの政策が、広域自治体への権限集中（中央集権化）を招き、基礎自治体の住民自治を損なうおそれはないか。憲法が保障する地方自治の本旨を守るための具体的な歯止め措置を提示されたい。 以上

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
36-2	8. 8. 18	陳情書（行政不服審査会の公正中立な運用への是正を求める苦情兼提案書）	富山市 個人	陳情の趣旨 陳情者は、行政不服審査法（以下、法とする）に基づく審査請求の運用の不備について、意見を申し上げる。行政不服審査における審査請求とは、行政が国民（県民・市民）に対して行った処分についてその違法性や不当性を審理して、国民を救済する制度である。 審査請求では、富山県が審査庁として審理を担う場合、県内の行政庁（処分庁）と国民（審査請求人）の主張をそれぞれ聴き、処分の是非を公平中立な立場で判断しなければならない。しかし、審査庁と処分庁が癒着し、行政側の保身を優先するために審査請求人の意見が正当に評価されないなど、県民・市民が不利益を被る結論ありきの運用が慣例となっている。この他にも、富山県が審査庁として行う不服審査の運営には公平中立性を損なう多くの問題を抱えている。さらに、審理の結果を諮問する第三者的な立場である富山県行政不服審査会（審査会）における諮問運営においても、以下に挙げる4項目の通り法第1条（国民の権利利益の救済）および第28条（相互協力義務）の精神を著しく逸脱し、審査請求人の言論を遮断する不当なものとなっている。 1. 口頭意見陳述における補佐人のオンライン参加の禁止： 裁判所や家庭裁判所の訴訟や調停においてオンライン利用が定着している現代において、単に「県のオンライン導入体制未整備」という内部事情のみを理由に、審査請求人が適切な補佐を受ける権利を制限している。 2. 口頭意見陳述における録音の禁止： 総務省ガイドライン72頁において録音の可能性が明記されているにもかかわらず、審査会は独自の「運営要領」の非公開規定を優先して録音を禁じてい

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				る。このように審査請求人が正確な記録保持（録音データの確保など）を拒むことは防御権の侵害である。 3. 口頭意見陳述における審査請求人からの質疑の拒否： 法28条は審理関係人全員に「相互協力義務」を課しているが、審査会は「委員への質問は想定していない」と強弁し、処分の違法性を解明するための質疑を一方向的に封殺している。 4. 口頭意見陳述の時間の制限： 審査会事務局は、陳述時間を「25分以内、委員からの質疑を含めて35分以内」と一方向的に指定しているが、この限定的な時間設定には何ら法的根拠が示されていない。 審査会事務局は、これら一連の対応について「すべて審査会としての回答である」と明言している。諮問手続においてもなお「隠蔽体質」が払拭されず、出来レースのごとき不透明な諮問運営がなされている現状は、地方自治に対する県民の信頼を根底から損なうものである。 陳情の内容 1. 議会として、富山県行政不服審査会に対し、一連の不当な制限（録音・質疑・補佐人オンライン参加の拒否、口頭意見陳述の時間制限）を決定した法的根拠および合理的な理由について、意見調査（ヒアリング）を実施すること。 2. 議会として、上記調査において正当な理由が認められない場合は、審査請求の諮問手続の口頭意見陳述において以下の事項を認めるよう速やかに是正指導を行うこと。 (1) 補佐人のオンライン参加の許可。 (2) 正確な記録保持のための審査請求人による録音の許可。 (3) 審査請求人の質疑に対する審査会委員からの誠実な応答の実施。

— . — . —

陳

情

— . — . —

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				(4) 審査請求人の陳述（質疑も含める） 時間の十分な確保。 尚、本件陳情は、議会運営委員会 経営 企画委員会の双方へ付託することを希 望する。 以上

※項目 3 は、経営企画委員会に分割付託している。